

大館市適正入札・契約推進委員会

平成27年度 第1回定例会議事録（概要）

■日 時：平成27年6月26日（金）午前10時00分～10時45分

■場 所：大館市役所3階（第1委員会室）

■出席委員：蒔苗 誠（委員長／税理士）

伊藤 治兵衛（弁護士）

佐藤 昭男（学識経験者）

斉藤 留美子（関係業界代表／建築士）

名村 伸一（内部委員／大館市総務部長）

1. はじめに（略）

2. 開会（略）

3. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段の異議がないようですので、本日の定例会を「公開」と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するために必要な場合は、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。

また、定例会の内容については、インターネットを通じて、概要の公表も行いますのでご承知置き願います。

4. 審査

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の「資料1・業種別入札方式別発注総括表」をもとに、平成26年度下半期の状況について説明いたします。

まず、業種別としては4つに分類しまして、修繕工事を含む「建設工事」、建設工事に必要な調査や測量・設計業務の「建設コンサルタント業務等」、備品や消耗品等の購入の「物品調達」、そして建設コンサルタント等を除く委託契約全般の「役務提供」としております。

次に、この4分類を更に入札方式別として

- ◎ 修繕工事等条件付一般競争入札
- ◎ 公募型指名競争入札
- ◎ 通常指名競争入札
- ◎ 随意契約

に分けており、随意契約の欄には250万円を超える契約を掲載しております。これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」施行令第7条の規定により、公表の対象が予定価格250万円を超えるものとなっていることから、本委員会でご審議いただく案件としても、これにならって250万円を超える随意契約としております。また、単価契約につきましては「単価契約」と記入して掲載しております。

なお、【資料1】の裏の頁の欄外に落札率について注釈を入れておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を入札件数で除した平均落札率としております。

それでは【資料1】の総括表に基づき、平成26年度下半期の特徴を説明いたします。説明時の金額は、端数を四捨五入しておりますので宜しくお願いいたします。

- まず、建設工事ですが、公募型指名競争入札は、前年同期比で件数が56件減少して63件(H25:119件)に、契約金額では、約11億3,200万円減少して、8億200万円(H25:19億3,300万円)となっております。

建設工事のトータルとしては、件数で68件減少し76件(H25:144件)、契約金額で約13億9,900万円減少し、8億6,700万円(H25:22億6,600万円)となりました。この件数及び契約金額の減少は、平成25年災害の復旧工事が減少したことが大きな要因となっております。

【資料2】の「業種別入札方式別発注一覧表」をご覧ください。1頁から5頁までは、「建設工事」の「公募型指名競争入札」一覧ですが、全件数63件のうち34件が災害復旧工事で、6頁の「随意契約」についても13件中10件が災害復旧工事となっており、依然として26年度の下半期も災害復旧が多く6割ほど(57.9%)を占めております。

【資料1】の1枚目の建設工事全体の落札率については、前年同期比0.4ポイント下がり、98.6%(H25:99.0%)となっております。

- 次に、建設コンサルタント業務等についてですが【資料1】、トータルでは、前年同期比で件数は7件減少し14件(H25:21件)、となっておりますが、契約金額ではほぼ同額の7,200万円(H25:7,100万円)となっており、落札率で6.1ポイント下がり88.2%(H25:94.3%)となっております。

- つづいて、物品調達については、トータルでは昨年同期比、件数で1件減少し43件(H25:44件)、契約金額で7億5,200万円減少し1億3,000万円(H25:8億8,200万円)とな

っております。契約金額の減少につきましては、前年同期に、市立総合病院で高額な医療情報システムの導入があったことなどによるものです。

また、トータルの落札率については、普通契約で1ポイント下がり96.2%（H25：97.2%）、単価契約では11ポイント下がり79.5%（H25：90.5%）となっております。

- 次に、【資料1】の裏になりますが、役務提供につきましては、トータルでは前年同期比1件増加して43件（H25：42件）、契約金額では5億5,000万円増加し10億2,700万円（H25：4億7,700万円）となっております。これは、市立総合病院において給食業務・清掃作業業務などの高額な業務委託があったことが要因となっております。

また、トータルの落札率については、普通契約で0.1ポイント上がり98.5%（H25：98.4%）、単価契約では9.5ポイント下がり90.4%（H25：99.9%）となっております。

- 以上により、平成26年度下半期の総件数は176件で、（H25：251）昨年同期比で75件の減少となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、20億9,600万円（H25：36億9,700万円）で、同じく16億100万円の減少となっております。また、総トータルの落札率については普通契約で98.0%（H25：98.4%）で、前年同期比0.4ポイント下がっており、単価契約では83.4%（H25：93.9%）で、同じく10.5ポイント下がっております。

平成26年度下半期の入札・契約の運用状況については、ご説明したとおりでございます。なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の【資料2】「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照願います。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

（特に意見なし）

委員長： それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第6条の規定により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。要綱の運営要領第3第2項の規定により、事務局の説明に先立ち、抽出委員の佐藤委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員（佐藤委員）： それでは、審議に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。【資料3】

(1) 公募型指名競争入札

① 建設工事 【釈迦内産業団地用地造成工事その1】

下半期に実施した63件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

② 測量及び建設コンサルタント等業務 【大館市役所本庁舎建設事業 基本計画策定支援業務】

調査基準価格を下回る低入札により、低入札価格調査を実施して落札した事案を選びました。

③ 物品調達 【介護保険システム端末用パソコン一式】

市長事務局における案件のうち、予定価格の最も高い事案を選びました。

④ 役務提供 【浄化槽維持管理業務その1】

市長事務局における賃貸借以外の案件の中から、最も予定価格の高い事案を選びました。

(2) 随意契約

① 建設工事 【農地農業用施設災害復旧事業 繋沢(4) 3-112号ほか工事】

予定価格250万円以上のものを審査対象としておりますが、市長部局の建設工事において、入札を執行したが不調となり、再公募する時間的余裕がないことから担当課で随意契約とした事案を選びました。以上です。

委員長： それでは、抽出の結果について皆様の確認をお願いいたします。

委員長： 引き続き、事務局から抽出事案について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の【資料3】により説明いたします。

修繕工事等条件付一般競争入札は緊急を要し、短期間で行う入札ではありますが、今回、案件はありませんでした。

- 1頁から3頁は、公募型指名競争入札で発注しました「釈迦内産業団地用地造成工事その1」であります。入札参加資格としては、市の登録名簿の「土木一式A級」に登録されていること、「市内に本社・本店等」有していること、本工事に必要な主任技術者として「2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」を配置できること等であります。

3頁をご覧ください。本入札には、資格を満たす6者の応募がありましたが、1社が入札を辞退し、5者による入札を実施しております。

落札率は98.1%となっております。

- 次は、4頁から6頁の建築関係コンサルタント業務「大館市役所本庁舎建設事業 基本計画策定支援業務」であります。入札参加資格としては、市の測量及び建設コンサルタント等業務のうち「建築関係コンサルタント業務」に登録されていること、「1級建築士事務所」の

登録を受けていること、本業務に必要な「管理技術者」を配置できること等であります。

6頁をご覧願います。この条件で公募したところ、資格を満たす6者が応募し、入札に参加しました。本件は低入札価格調査制度を適用する事案であり、入札の結果、低入札となりましたので、内訳書の提出を求め、低入札調査を実施いたしました。

資料4の3頁をご覧願います。調査の結果、低入札調査基準価格を下回る入札が3者あり、3者とも要綱に基づく失格基準価格を下回っていることから失格とし、残り3者が低入札調査基準価格を上回り、予定価格の範囲内の最低入札者が落札いたしました。

落札率は73.8%となっております。

- 次に、資料3の7頁～9頁の物品調達「介護保険システム端末用パソコン一式」であります。

入札参加資格は、市の物品納入業者に登録されていて「文具・事務用機器類」を取り扱い品目として申請している者のほか、市内に本社・本店又は支店・営業所等を有していること等であります。

この条件で公募したところ、9頁にあります3者が応募・参加して入札が実施されました。落札率は94.5%となっております。

- 次に、10頁から12頁の役務提供「浄化槽維持管理業務その1」であります。この案件は、浄化槽の点検・清掃等を実施する業務であります。

入札参加資格は、市の役務提供登録名簿において「浄化槽清掃・浄化槽保守点検」として登録されていること、市内に本社又は支店等を有していること等であります。

この条件で公募したところ12頁にあります2者が応募・参加し入札が実施されました。落札率は99.9%となっております。

- 最後に、13・14頁の産業部・農林課で随意契約いたしました「農地農業用施設災害復旧事業 繫沢(4)3-112号ほか工事」であります。

この工事については、当初、「土木一式B・C級」を対象とし、「公募型指名競争入札」で執行しましたが、1者が辞退し、残り1者が入札書の不備により無効となり、入札が不調になりました。災害であるため早期の復旧を要し、再公募する時間的余裕がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に附する事が出来ない時」の規定によりまして、入札参加者から見積りを徴取し随意契約したものであります。

落札率は99.8%となっております。

抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： 皆様のご意見を頂戴したいと思います。事前に資料も配布になっておりますし、審議経過の公表ということもありますので、活発なご意見をお願いいたします。

委員 A : 13頁の随意契約についてですが、この業者の選定については、どのような方法で選定したのでしょうか。

事務局 : この案件については、4回目までは参加者がおらず、5回目の公募で2者に参加意思があり入札を執行したが、1者が辞退し、残り1者が入札書の不備により入札が不調になったものです。最終的に、その残った業者から見積書を徴収して、随意契約したものです。

委員 A : はい、分かりました。

委員 B : 災害等工事が多く、応募がなかったと解釈して良いですか。

事務局 : 25年の災害と26年にも災害があり、業者の処理能力がいっばいに近いという状況のなかで発注しておりますので、業者の方で対応しきれないというのが現状であったようです。最終的には、対応できる業者と随意契約としなければならない状況であったようです。

委員 A : 4頁のコンサルタント業務の公募方法ですが、これはインターネット等での公募ですか。

事務局 : 市のホームページで公募し実施しております。

委員長 : このような、事例は他にもありますか。

委員 E : 全国規模で公募している事例は、あまり無いようです。ただし今回の場合は、庁舎設計の実績と、面積等の要件を付けて全国で公募しております。

委員長 : この6者のなかには、地元はいないわけですね。

委員 E : この要件を付けた場合に、地元でクリアする業者がないということです。

委員 A : 庁舎の実績を求めている時点で、地元の業者は実績がなく参加できる余地はないが。

委員 E : 仮に地元の業者が入っても、厳しいと思います。この業務は、あくまでも基本計画策定と設計プロポーザル支援業務を委託するということで、基本設計・実施設計の時は、地元も参加可能な方法を考えていきたい。

委員 A : 地元の業者は厳しいというのは、どのような理由からですか。

委員 E : 庁舎の基本計画の実績がなく、内部のレイアウトから外構計画までをトータル的に計画して頂くことになるので、どうしても庁舎の実績がないと想定できない面があるためです。

ただ、最初から地元を除外していません。だから、地元も含めて全国に公募したものです。

委員A： 実績を求めている時点で、地元は除外されている様に思われますが。

委員E： 実際、やってみるとかなり難しい問題が多々あると思います。仮に地元が請負った場合は、調査等も含めて期間的に余裕がないと思います。

委員A： 地元の業者でも対応できると思いますが。

委員E： 実際は、そんなに厳しい要件を付けたわけではありません。雪寒地域で庁舎5千㎡以上の必要最低限の実績を要件に付けたということです。

委員長： この面積要件の5千㎡は、何を基にして算出したのでしょうか。

委員E： 大館市の場合は、基本構想のなかで7千㎡として考えておりました。それで5千㎡以上の要件としました。

委員長： それは、市が独自に決めた要件ですか。

委員E： はいそうです。これは、関係部署と協議し決定した要件です。

委員A： 今後は、地元の方々の意見を取り入れながら進めた方が良いと思います。基本は、大館市民が中心になって決めていく事なので、最終的には地元が参加できる方向で考えて頂きたいと思います。

委員長： 今後、構想等を作る段階で、地元の方々と協議する場を設け、地元も参加できる方向でというご意見でした。是非ご検討下さい。

事務局： 事務局として、関係部署に話をしたいと思います。

委員長： その他ありませんか。無いようなので、抽出の案件についての審議を終了いたします。

5. その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」について説明を受けます。

事務局： その他について2件ございます。1件目は【資料4】の「低入札価調査一覧」でございます。

先ほどの抽出事案でも少し説明しましたが、昨年度下半期における低入札価格調査制度に該当し、調査の結果、低入札で落札した案件についての資料に関する報告でございます。

■ 建設工事につきましては、大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱第2条の規定により予定価格が2,500万円以上、ただし、建築一式工事は5,000万円以上の工事が対象となっております。対象工事は【資料2】の1頁から5頁にあります63件の内、8件が対象となりますが、低入札受注の事案はありませんでした。前年同期も同様はありませんでした。

■ 建設コンサルタント業務等につきましては、大館市委託業務低入札価格調査制度の規定により予定価格が3百万円以上の業務が対象となっております。【資料2】の7頁から8頁の12件の内、7件が対象案件となっております。低入札受注は2件ありました。

【資料4】の2頁をご覧ください。これは「大館市立長木小学校舎②棟耐震補強工事実施設計業務」ですが、7者が入札に参加し、6者が調査基準価格を下回る金額でしたので、直ちに全社から業務内訳書を提出してもらい調査を実施したものです。調査の結果、「調査1」では低入札者6者が「調査2」へ進み、「調査2」では2者が入札内訳書に不備があり失格とし、1者が失格基準を下回り失格となりました。残り3者が「調査3」へ進み、ここでは3者とも詳細調査を省略できるかどうかの基準価格を上回り、入札金額の低い2者が同額となり、抽選で落札したものであります。

【資料4】の3頁の「大館市市役所本庁舎建設事業 基本計画策定支援業務」ですが、これは先ほど抽出事案で説明したとおりです。

前年同期は1件でありました。

低入札価格調査については、以上でございます。

続きまして、その他の2つ目でございます。【資料5】の1頁は「平成26年度 工事検査結果調書」で、昨年度の工事検査に関する報告であります。検査の結果については、1件の契約金額が130万円を超える工事について取りまとめたもので、全14工種を完成検査、中間検査、出来高検査の種別毎に検査件数を記載しております。

昨年度の検査件数の合計は335件で、契約金額では55億8,800万円あまりとなっております。2頁の前年と比較しまして件数が1.8倍の増加となっており、契約金額においても1.4倍の増加となっております。3頁の課別にみますと土木課、農林課の件数が2.7倍と特に増加しており、これは25年災害が影響しているものと考えられます。詳細は一覧のとおりと、なっておりますので、のちほどご覧ください。

工事検査結果については、以上でございます。

委員長： ただいまの事務局の説明について、委員皆様の審議をお願いいたします。

委員長： 【資料4】の2頁ですが、失格となった理由が入札書と入札内訳書が一致しないと記載

しているが、こういうケースもあるのですか。

事務局： 内訳書を、その場で計算すると、入札書の金額と合わないというケースが時々あります。そうになると、不備という事で失格となります。残念ながら、そのようなケースがあります。

委員A： その場で計算するのですか。

事務局： 工事の場合は、その場で計算します。委託の場合は、低入札になった時点で入札を打切ります。そして内訳書の提出を求め、持ち帰り計算いたします。

委員長： ほかにございますか。宜しいですか。

委員長： それでは、「その他」の案件についての審議を終了いたします。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には、「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」、とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできますが、何かありますか。

(特に意見なし)

6. 閉会

委員長： 本日の議事につきましては、これをもって終了いたします。有難うございました。